

平成27年度 第3回 村上市国民健康保険運営協議会 会議録

会議次第

1. 開会
2. 委嘱状の交付
3. 挨拶
4. 出席委員数の報告

○事務局： 出席委員数の報告ですが、本日の欠席者は佐藤忠委員、1名です。委員数12名中欠席委員1名で、協議会規則第3条第1項に基づき、過半数の出席ですので、会議は成立することを報告いたします。

5. 会議録署名委員の指名

○事務局： 今回の会議録署名委員ですが、署名委員には中村良平委員に、お願いいたします。

6. 議事

(1) 平成27年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○会 長： それでは、まず議事に入りたいと思いますが、先ほど副市長さんのほうからもお話がありましたが、本日は4件ほどの議案と2件ほどの報告がございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。最初に、1番の平成27年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について事務局から説明お願いいたします。

○事務局： ــــــــ資料1に基づき詳細に説明ــــــــ

○会 長： ただいま内容説明いただきましたけれども、これについて何かご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○委 員： データヘルス計画の比較すると事業参加者と被参加者、大変興味深いデータになるかと思うんですけど、いつごろをめどに発表されますか。

○事務局： 今回12月の補正予算に計上させていただいて、議会が終わるのが大体12月の下旬になります。実際契約させていただくのが年明けになるかと思っておりますので、早くとも2月か3月にかかるかなというふうに考えられます。

○委 員： どのような形で。

○事務局： こちらについては、広報ですとか、それは参加者に対してのモチベーションにもつながりますし、PRにもなると思います。議会で紹介させていただいたり、それから広報で活用させていただきたいと思っております。

にあげさせてもらいました。

○会 長： ほかにいかがでしょうか。ございませんか。

(意見なし)

○会 長： ないようですけれども、この案件について計画どおりご承認いただけますか。よろしいですか。

(はいの声あり)

○会 長： ありがとうございます。事務局、ひとつよろしく、これで執行してください。お願いいたします。

(2) 平成28年度村上市国民健康保険事業計画書案について

○会 長： 続きまして、第2号議案として、平成28年度村上市国民健康保険事業計画書案について説明お願いいたします。

○事務局： ーー資料2に基づき詳細に説明ーー

○会 長： ただいま長々と説明ありましたけれども、皆さんこれについて何かご質問ございませんか。いかがですか。なかなか今制度の変わり目で一気にいろいろ説明あっても即吸収するというのは難しいかと思えますけれども。

○委 員： 28年度の事業計画を今回議会に上程されるという前提でこの会議になっているんですが、お聞かせ願いたいのは、保険料収納とか、私も長年社会保険事務所で国民年金とかそれから健康保険、厚生年金の保険料なんかの収納を担当してきましたので、なかなか収納が難しい。しかも、国保の対象者は一旦財布に入って、それから我々が徴収ですから、なかなか会社勤めの方とは意味が違うということもわかるんですが、実は28年度の目標収納率を拝見しますと、前年度が93%、それから繰り越し分が20%ということで、私が見ると非常に封建的な数字に見えるんです。それと先ほど報告ありましたが、現状でいいますと、26年度が93.77%が実績だと。それに対して93%ですよ。じゃ27年度の今の進捗はどうなんだろうという素朴な疑問もあるんですが、できれば現状このような数字になってますとか。だから28年度は93%しか頑張ってもいけないんだということであれば十分わかりますけど、今聞いた話の中からもなぜ93%という目標が出てくるのか、私はちょっと理解できませんし、同じく滞納繰り越し分ですか、これも25.87%というふうに大分頑張っていたいでいる。4分の1相当を徴収いただいているのに、また28年度は違って

いるということで、多分目標というのは私が長年行政やってきて思ったのは、努力すれば、頑張れば届くというのが目標だと思う。ですから、一般的には前年度どれだけアップするかというのが目標設定だというふうに私は考えているんですが、その点をお聞かせいただければありがたい。

○事務局： 税務課長の加藤です。よろしくお願いします。今ほどの件でございますが、先ほどこちらのほうで最初にご説明しましたけれども、我々としては最低限この線までの収納を最低限確保しようということで、あくまでも最低限のラインでございまして、内部的には先ほどの5ページの数字のところにも26年度、前年分で93.77%と書いてありますけれども、そういった中でこの部分を少しでもクリアしようというようなことで毎月収納対策会議を開いておりまして、そういった中で日々、そういった情報交換をしながら我々収納に取り組んでいる、そういったことをしていますので、あくまでも計画に上げたものについては、数字というものは最低限の数字ということでご理解を願いたいと思います。

○委員： 目標というよりもここは完全にクリアするよという最低限の目標ということですが、それは目標にならんと私は思うんです。これは私の個人的な意見なんだけど。多分議会でも、議会で各議員の方がこれ納得されるとは当然思わない感じがするんで。皆さんがよければこのままの数字でいいんでしょうけど、私は議会の目線から見てもちょっと厳しい。あわせて27年度の9月末が出ているか10月末が出ているかわかりませんが、現行が対前年比でこのぐらいということもあわせて、この数字を拝見するときにご披露いただければありがたいんですけど、今どのぐらいなんですか。

○事務局： 10月末の数字が出ております。ただ、10月末につきましては、口座振替分ですか、いわゆる納期限が11月2日ということがございまして、対前年比実はマイナスになっております。口座振替の納期関係がございまして。そういったことで一概には比べることは非常に難しいですけども、そういった中で我々そういった数字を、先ほど言いましたように、収納対策会議の中で毎月検討しながら、そういったことで少しでも収納率アップというようなことで行っております。

○委員： 週末が土日になれば、特に口座振替が翌月に回るというのも私は承知をしておりますが、そうすれば9月でもいいんですけど。逆に口座振替分が全

部入ったとすればという見方なんかも私行政のときにやってみました。その数字でもいいんですが、ご披露いただければありがたいんですけども、いかがでしょうか。

- 事務局： 今ちょっと手元に持ってきてないでありますけれども。
- 委員： 議会でどういう議論なされるか私もよくわかんないんですけど、多分、私の感覚ですよ、副市長さんがどうおっしゃるかわかりませんが、目標設定というのは最低限これは必ずクリアするという目標設定をもし議会できちっと説明なされば、それはノーだという返事が来るような気がするんですよ。今までこういう設定の仕方を主にされていたんですね。
- 事務局： 実際的なこの数字というのは総合計画の中に目標数値というのが設定されておりまして、93.0%というのは総合計画の中の目標数値であります。
- 委員： 総合計画はどなたがつくられて、どこで承認しているものなんですか。
- 事務局： それは当然議会を通してやっております。とは言いましても、何年も前の計画でございますので、今、後期計画が始まっておりまして、そういった計画の中で、前に策定した計画の中で来ておりますので、そんなことで今取り組んでおります。
- 委員： 私、いかにも封建的な数字と申し上げましたが、どうも合点がいかないんです。やっぱり目標設定というのは頑張れば手が届く、これ一般的な目標設定、個人の目標でも公の目標でもそうだと思うんですが、幾ら何年前に立てられた総合計画とか基本計画がそうであっても、現状に照らして例えば94%いくぞとか、そうであればおお頑張れよということで目標設定としてはその目標に向かって各種のいろんな対策をやりということでもいいんでしょうけど、93%とこうおっしゃると、もしかすると今年度末は94%になるかもしれないのに対して、今の進捗からいくとですよ。93%というのは余りにも封建的だというふうに私は感じてしまうんですが、ほかの皆さんはどうでしょうか。
- 会長： 今、資料をとりに行かれたそうですけども、確かに今ほどおっしゃられるように目標というのは0.01%でも現実より高くして到達できるかどうかということを努力するわけですから、皆さん方の意見としてはいかがですか。ご意見を述べていただければありがたいですか。
- 事務局： 9月末のものですけども、前年と同じでございました。ちなみに収納率は

現年分で34.46%です。それと滞納繰り越し分は少しよくなっておりまして、15.49%ということで、昨年度よりも0.88%よくなっています。

○委員： 34%というのは年間分の調定に対してですか。

○事務局： そうです。

○委員： そうすると、このままいくと93.77%が前年度ですから、その辺いきそうだという理解でいいわけですね。進捗からすると。

○事務局： 今の進捗からいくとそうなります。

○委員： わかりました。

○副市長： 私から言いわけではないんですが、ご指摘の趣旨は本当にわかっておりますけれども、私どもも総合計画というのを一番のメインにしておりまして、その中の数字として目標設定をしております。その中で毎年のいろいろ目標を定めてやるんですけども、その辺の総合計画の数字を直すというのはなかなかやっぱり何年ごとの見直しでありますので、その辺がなかなか難しいかなと。設定しても早目にクリアしたということで、その上というご指摘もありますけども、最低を守るという、それプラスアルファの分については本当に後ろ向きだということもありますけども、そういう整合性の中でいろいろ議会にも説明をしたりしてやっているんですから、これどうなんだと言われてもなかなかこの中でこうやる、内部の目標としてはメインに置きますけども、ペーパーの中ではそういうことにしかならないのかなということでご理解をいただきたいと思っておりますけど。

○会長： いかがでしょうか。

○委員： 私も行政にいたんでよくわかります。一旦つくった計画をなかなか崩せない。それは最低線として目標設定して、でも内部では多分税務課のほうでは94.幾つか、93.8%とか、そういう目標を内部で立てられるということも当然ながらあって、最初は前年度クリア、超える。内部では94%いくぞという目標がもしかするとあるのかもしれませんが、本当は表立った目標をそれにせずして目標達成したとか、そういうことは評価の段階で何も言えない。この目標達成したからといってへえで終わってしまうような目標で、そんなものが目標設定として本当にいいのかなというふうに思ったんで、そう申し上げましたが、それが長年の市の方針だとか我々は

これでいいと思うという議会の判断であれば、それはそれでまたいいんでしょうけど、私個人としてみれば目標とは言えない目標ですねということをおっしゃるを得ない。

○会 長： いかがですか、皆さん。なかなか難しいとこだと思いますが。関連して私からちょっとお聞きしてよろしいですか。先ほど説明のあった今後の国から県の自治体に移管されるようになってくるわけですが、そのころになってくると先ほど説明あった重点項目を評価されるというふうな説明ありましたけれども、今の目標とそういった達成率だとかそういったことが全てやっぱり関連して評価されてよければ、それなりの助成金が出るというんですか、そういう格好に評価されていくんじゃないのかなという私も実は危惧してたんですが、どんなもんですか。重点項目についての評価というのがあれば当然達成率というものは大いに評価の中に組み込まれることは当然だと思うんですが。

○事務局： 今私ちょっと説明させていただいた、平成30年度からの保険者努力支援制度というのが新しく始まる予定になっております。きょうお配りした資料の一番下になっているかと思うんですが、国民健康保険制度の改革についてという資料があります。一番後ろのページの国保改革の中で平成27年度の主な進め方ということで、一番下のところに保険者努力支援制度というのがあるんですけども、この中身については今まだ検討されている段階ですので、確定したものではないんですが、その中身について今議論をしているという段階でございます。議論の内容については、ある程度公表されておりますので、その中で先ほどお話しした収納率の向上、それからジェネリック等々、そういったものが柱として今上がっている状況ですので、やはりその辺が中心になって強化されていくんだろうというふうに認識しております。それほど焦らなくても評価項目が出てくるとは思いますが、ある程度今わかっている範囲でその辺を中心に対策をこれから考えていくということになると思います。既にこの支援制度以外でもやはり今例えば調整交付金ですとか、そういったものにもある程度重点的に配分されている項目ですので、いずれにしても大事な項目かなというふうに思います。

○会 長： ありがとうございます。あと皆さんいかがでしょうか。まだ過渡期なんで

すつと入ってくるという状態でもないようですが、今説明ありましたが、そのことについて何かまだ質問したいことありましたら、ぜひお願いいたします。

○事務局： それと1点、済みません。最初の説明で私ちょっと誤って説明したのかもしれませんが、国民健康保険事業計画書なんですけれども、直接議会のほうに提示して見ていただくものではございません。ただ、この目標をもとにして予算編成を行うということです。

○委員： 議会では国保の目標率というのは、具体的には上程されないというか。

○事務局： 新年度予算の中で直接目標率を審議いただくという場面はないかなというふうに思っております。そういう上程の仕方にはならなんでしょうが、既に以前出している総合計画の中で少し目標設定の仕方が古かったんですが、今の率で、その時点で設定させてもらう。ただ、現実には既にその数字についてはクリアしているという状況ですので、計画は計画としてのさらにその上を目指して実際には徴収していくという形になるかと思えます。

○会長： ほかにございませんか。もしなければ先へ進んで後で聞いてみたいなど思うことが出ましたら、そのときにまた質問していただくようにして、先へ進めてもよろしいですか。

(いいですの声あり)

○会長： 先に進めさせていただきたいと思えます。一応皆様の意見だけは聞いておきたいんですが、今提案された28年度の計画書については、おおむね了解したということで、意見をまとめさせていただいてもよろしいですか。

(はいの声あり)

○会長： ありがとうございます。

○委員： 委員長、これ議決行為ですよ、多分。

○会長： そうですね。

○委員： 議決行為は賛成多数でオーケーじゃなくて、多分決をとれなければいけないように思うんですが。私はさっき申し上げたとおり、この案には反対なんです。その他の方たちが賛成であれば、これは決定でいいんですけど、決をとるということは必要性があるんじゃないんですか。事務局のほうで決裁は要らないと、決議は要らないということであれば別ですけど。決議は必要だということになると、何名賛成で何名反対という議事録をしっか

り残しておかないと、多分だめだと思うんですが。

○事務局： 議決は必要なので、決をとっていただきたいと思います。

○会 長： 失礼しました。それでは、皆さんにお聞きします。ただいまの平成28年度の事業計画について、案として賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手) 賛成 9 反対 1

○会 長： 事務局よろしいですか。

○事務局： ありがとうございます。

○会 長： それでは先へ進めたいと思います。

(3) 村上市国民健康保険データヘルス計画(案)について

○会 長： 次に、議第3号の村上市国民健康保険データヘルス計画(案)について上程いたします。

○事務局： ――資料に基づき詳細に説明――

○会 長： ありがとうございます。ただいま事務局のほうからデータヘルス計画についての概要説明がございましたが、これについて何か疑問等がございましたらご質問願いたいと思います。

○委 員： ⑤のところの薬剤併用のところなんです、お薬手帳というのを今持っていただける方相当あります。これはAの医院にかかったときにこの薬をもらってくださいと言ったら、調剤のところに行ってお薬もらうわけですよ。それでお薬手帳持っていますかと言われたら、A医院のところにかかった手帳は持っているんだけど、年寄りの方は2つも3つもお薬手帳を持っている方が相当数見受けられるような気がするんです。あれを防がないことには全然お薬手帳を利用してくださいと言っても、これ全然だめじゃないかなと思われるんですが、これいかがなものでしょうか。

○委 員： お薬手帳をいっぱい持っているというのは、普通は1冊でいいわけなんです。それを見ることによって同じ薬を飲んでいるか判断できるわけなんです。だからもし2冊、3冊持っているというのはそれは薬局のやっぱり責任だと思うんです。だから、機会がありましたら、そういうことのないように薬局薬剤師の先生方に言っておきたいと思います。1冊でいいわけなんですよね。

○委 員： そうなんです。どうかするとお年寄りの方は何冊も袋から出すとこれは何々医院のところにかかったんだから、きょうこっちの手帳と出している



方がかなり見受けられるような気がするんです。

○会 長： 事務局いかがですか。そういったことの徹底、PRといたしますか、被保険者から自覚してもらわないとなかなかできないことかと思うんで、そういうことのPRもやっぱり周知徹底していったほうがいいと思います。今おっしゃられたように、薬剤師に全てを任せて責任だよと言われるのも気の毒なような気がしますんで。

○委 員： 薬剤師が悪いと思いますよ、それは。お薬手帳お持ちですかと聞いた場合には、2冊とか持っている人がいたら1冊でいいんですよと指導するのが薬剤師の務めなんで。

○会 長： あわせて協議会でもPRをする必要があろうかと思うんです。

○事務局： 保健師のほうでも地域の茶の間とかいろいろお話する機会が多いので、お薬手帳の意味とか、きっと今の事例はお薬手帳の意味がわかっていないから何冊も高齢者の方が持っていられるんだと思うんです。このお医者さんはこの薬局からもらうからこの手帳みたいな人、そういう認識だと思うんで、そのあたりは地域の茶の間を通じてきちんと皆さんに周知を図ってきたいと考えています。

○会 長： これからもひとつ徹底するようにお願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

○委 員： 先ほど生活習慣病の重篤化リスクの対策として、レセプトを見ると治療を中断している方の存在がはっきりする。確かにレセプトの点検というのは6カ月分の縦覧情報を見れる状況にあるのは私も存じているところなんですけども、ただレセプトの使用目的に合致しているのかどうなのか。レセプトは個人情報の塊みたいなもんなんですね。ですから、私もちょっとレセプト点検する作業をしているもので気になったんですけども、それを他の目的のために使用してもいいという根拠は何なのかと、あとそれをもとに個人情報全て知られたくない病気もあるわけですよ、きっと。それをもとに例えば極端な話、あなたH I Vですよと、なぜ治療を受けないんですかなんていうことを、行政といっても第三者ですよ、保険者という立場はお金払っている立場の人も確かにそういう勧告をする権利はあるのかもしれないんですけど、目的としてレセプトを使用することに対しては、何か法的にはクリアしているのかお聞かせください。

○事務局：                    こちらについては実際具体的にどのような形でというところまではまだ詰め  
の段階ではないですけども、ひとつ例として個人宛ての通知ですね、中  
断されてませんかというような通知の内容になるかと思ってます、もしや  
るとすればなんですけども。レセプトに関しては、例えば頻回受診されて  
いる方とか、お薬をたくさん服用しているのではないかと思われる方にっ  
いては、保健指導ということで訪問させていただいているとか、そういった  
ことをしています。あくまでも保険者としての保健指導としての範疇だ  
というふうに考えてます。また、この事業につきましては、既に実際に委  
託事業ですとか、当市初めてやる事業ではもちろんございませんので、そ  
の辺についてはクリアしているのかなというふうに思ってますけども、今  
指摘のどこにこう書いてあるのかと言われると、ちょっとすぐ即答できる  
ものがないので、それについてはまた再度確認してみたいと思っています。

○委 員：                    データヘルス計画のナンバー3は以前から言っていますんでわかるわけ  
ですけども、ナンバー5の薬剤併用禁忌の防止、これをなぜここに上げたの  
かちょっと。これはどっちかと言ったら、国保がするような仕事じゃなく  
て、薬局あるいはドクターとか、そういう人たちがならないようにやるわ  
けですよ。だから、あえて国保がそういうことをしなくてもいいんじ  
ゃないかと思うんです。それよりもむしろ在宅で患者さんいっぱいいますよ  
ね。そういう方を見ますと薬がいっぱい残っているわけですよ、きちん  
と飲んでないとか。それが結局国保の無駄の部分に入るわけなんで、そう  
いうほうにシフトしていったほうがいいんじゃないかと思うんですけども  
ね。

○事務局：                    確かにお年寄りの方で、国保とは限らないんですけども、お家にたくさん  
お薬があるという話で新聞等の記事も見ますし、実際看護師の方に訪問を  
お願いしていますけれども、訪問する中でそういったような話を聞いてお  
ります。今回この中に入れたというのは、実際今まではなかなか分析がで  
きなかつたので手が回らないといえますか、もちろんこの事業の中で全て  
解決できるようなものではないというふうに認識しているんですけども、  
実際先ほど見ていただいた資料なんかを見ますと、結構健康に影響がでる  
ような状況も見受けられるものですから、今回項目の中に入れさせてもら  
いましたが、ただこの優先順位についてはこれから検討はさせていただき

たいと思っております。あとちょっと参考までお聞きしたいんですけども、今お薬の飲み合わせの取り扱いについては保険者、それから薬剤師さんで行っているのですか

○委員： 飲み合わせは処方箋を見て、今レセプト管理システムが入ってますんで、すぐそれははじけて出るんですよ、配合禁忌とかだめだというのは。だからそういうのは薬局でもみんな照会して取り下げてもらわなければならないんですけど。だからそういうのはむしろ別に国保さんがそこまでしなくてもいい仕事じゃないかと思うんですが。

○事務局： 正直言いますと、今回のレセプト分析をお願いしたこの業者さんでのひとつの提示ではないんですけども、こういう項目が今頻繁に出てきた。正直言うと我々がこれをぜひお願いしたいということで併用の禁忌の分析についてはお願いしたのではなくて、全国的にこういう……。

○委員： だからそういう提案がいっぱい上がってきているというのが出ているだけだと思うんです。我々もやっぱりそういうことありますから、いろいろしますけども、だからそういうのがあるというだけの話だと思うんです。

○会長： 業務分担というか薬局でできるものであれば。

○事務局： かかりつけ薬局に、そういう構想も。

○委員： みんなやってますよ。

○事務局： 例えば分析の中で、先ほどのページでいうと46ページでありますけれども、例えば医師会ですとか医療機関のほうに情報提供としてお出しするというのは。

○委員： やってますよ。だからそれが結局統計として上がってきたものもやぶさかじゃないとないかと思うんです。

○事務局： これは医療機関のほうでやっている状況だという認識でよろしいんですか。

○委員： そうです。もう現状でやっているということなんです。

○事務局： ただ、なかなか一人一人が服用するのをうまく、そこまではなかなかできないということなんじゃないでしょうか。実際こういうような感じで数字が上がってくるのを見ると、何かしなきゃいけないのかなという認識になったんですけども。

○委員： 何もしなくていいと思いますよ。

○事務局： わかりました。

○会 長： 先ほどの集落回っての座談会のようなときに率先して行政のほうからは、こうやってやっていくので、問われたらちゃんと答えてくださいとか、そういう指導をしておけばあと薬剤師さんたちがこのデータを出しておられるのであれば、むしろその方が無難かなと思いますし、今度そうなってくると、マイナンバー制度になっていくと数字を打てばすぐ1人に絞られるということあるわけです、これからは。そうなってくるともっと管理がしやすくなるのかななんて思うんですけども、せっかく薬剤師さんがそうおっしゃってくださるのであれば、サブ的な資料として提出してくるのはやぶさかでないかと思うんです。

○事務局： 重点項目というのにはさすがに今必要ないんじゃないかというご指摘がありましたので、その辺については参考にさせていただいて、この後の作業のほうを進めたいと思います。

○会 長： どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。  
(意見なし)

○会 長： なければ、こうして資料も提出していただいていますし、これからまだまだ検討の余地があるかというお話ですが、この原案について進めさせていただいてもよろしいでしょうか。この原案でよろしい方、挙手お願いいたします。  
(賛成者挙手) 全員 挙手

○会 長： ありがとうございました。議第3号は全員一致で原案どおり承認させていただきます。

#### (4) その他

○会 長： その次、(4)ですが、その他で何か事務局のほうから提出、提案ございませんか。  
(ごさいませんの声あり)

○会 長： 皆さんのほうでいかがですか。何かこの際ですが、あれば。  
(なしの声あり)

## 7. 報告

### (1) ジェネリック医薬品利用率(月別数量シェア)推移

○会 長： 次へ進めたいと思いますが、7番の報告に移りたいと思います。7番の報告のうち、ジェネリック医薬品利用率(月別数量シェア)推移について、

説明お願いいたします。

- 事務局：　　――資料3に基づき詳細に説明――
- 委員：　　ジェネリックを勧めているというか、国で医療費を削減しなきゃだめだということで、さっきもお話ありましたが、30年に向かってかなり締め付けがどんどん厳しくなっていくということで、ジェネリックの薬なんかもしかしたらどんどん悪いジェネリックを使えというふうになるんじゃないかというふうなこともちょっと記憶してはいるんですけども。先週順天堂大学の名誉教授の先生が来られて、県の講演会に来ていただいて、そのときは腎臓病の話で来られたんですけど、その後に懇親会といいますか、お酒を飲む機会がありましてお話ししたんですけど、村上のこの辺の薬屋さんのところでは、ジェネリックを使うにしても、ほとんど先発品とかわらないぐらいな優秀なジェネリックを使っているの、ほとんど心配ないと思いますよ、私も。ところが、関東地方というか、余り悪口は言いたくないんですけども、東京のほうでは先発品とほとんどかわらないジェネリックがある反面、とんでもないような薬を使っているようなこともあって、ジェネリック確かに国としては成分が一緒なんだからこれでいいと、それをどんどん進めていってくれと、薬剤費の抑制になるので、それを使ってくれというふうに言うわけですけども、ドクターにしても患者さんにしても人によってですけど、ジェネリックを嫌う人もおります。だからそういうこともあるという上で、村上のこの辺のあたりの薬局は本当にすばらしいというか、先発品とほとんどかわらないような薬だけを使っているということは間違いないと思いますので。そういう質を下げないようにみんなで見張ってほしいし、もちろん薬局の先生はそういうにお考えだと思いますけども、ジェネリックを使えというんであれば使うけども、質のいいジェネリックを使っていきたいというふうに考えております。ちょっとお話とずれているかもしれませんが、一応そのような考えであります、ジェネリックに対してはということです。
- 会長：　　ありがとうございました。
- 事務局：　　ありがとうございます。中村委員からもぜひ薬局の立場としてちょっと。
- 委員：　　新潟県の包括的に使用率が一番村上市が悪いというのは前から言われていたんですけど。最近7月にお話あった以降かと思うんですけども、村上総

合病院の処方箋様式が今まで変えてはならないという処方箋が多かったんですけども、今結構変えてもいいという様式にふえてきてますんで、だからこれから少しずつジェネリック品の使用がふえていくのではないかと思います。それから、次の診療報酬改定で我々も60%以上使わないと減算されるような話も出てますんで、その辺で結局これからは場所にかかわらず後発を使う率が高くなってくるんじゃないかと思います。ご安心ください。

○事務局： ありがとうございます。病院に行ったとき本当にみんな否定的な感じだったので、とても大変だなと室長と2人でつくづく思ったので。ありがとうございます。

○会 長： どうもありがとうございます。皆さんのほうからご意見、ご質問ございませんか。なければ、報告についてよろしいでしょうか。  
(意見なし)

## (2) その他

○会 長： 次に、その他で事務局のほうで何か。

○事務局： きょう先ほどちょっとご紹介した資料ですけども、一番下に書いてあるんですけども、国民健康保険制度の改革についてということで、これ中身ちょっと時間の関係で説明はできないんですけども、27日に全国規模の説明会が予定されているようです。そのときに使われる資料の抜粋でございます。もしお時間がありましたら、後ほどごらんいただければと思います。以上です。

○会 長： ありがとうございます。皆さんのほうで何か提案したいこと。

○事務局： 事務局からもう一点なんですけど、歯科保健の取り組みなんですけど、今年度から3歳6カ月の歯科健診を始めました。今の実績なんですけど、受診率が54%ということで、2人に1人ぐらいは受けてくださっているという状況です。今後市では親子歯科健診等も考えていますが、今担当者でいろいろ検討している最中なんですけども、前川委員に伺いたいんですけど、親子歯科健診の適切な時期みたいなのがもし、こういう時期にしたらいいなんだがなというのがあったらちょっと。

○委 員： 3歳6カ月。

○事務局： 3歳6カ月健診とはまた別に、3歳6カ月の歯科健診とは別に、親子歯科

健診に取り組みたいというような計画で一応つくってあるんですが、1歳児がいいよとか1歳児は歯がないから適切じゃないよとか、いろいろあると思うんですけども。

○委員： 今3歳半が新規導入されましたけども、その前の2歳のときありましたね。そのときのアンケート、たしか荒川地区のときは親子で健診をどうぞというポスターの3歳健診のときお母さんもどうぞと一緒にというふうにアピールしたんですけども、一人も実績がいなかったということで、非常に母親の反応が薄かったんです。なので、今3歳半健診のアンケート調査の裏に保護者の方も健診を受けますかという欄があるんですよ。そして有料でも受けますかと。有料で受けるなら幾らまで払いますかと、何かわけのわからないアンケートがあって、これはちょっときのうも役員会で話題になったんですけども、あれは何の目的なんだということなんです。時期に関しては何かの大きなイベントと一緒にタイアップさせるのが非常にいいと思うんです。今実績として54%の3歳半、ちょっと数字的に多いんですけど、恐らく2歳健診、1歳半健診、あの辺はほぼ100%の率で健診を受けられると思うんです。その大半が母親が連れてくるんですが、親というのは母親だけではないわけで、来た人間は全部保護者なわけですけども、じいちゃん、ばあちゃんが連れてきたの、それを対象にしてもいいのかという話になってくるので。ですから、ターゲットが母親限定なのか、それとも来た人全員が対象なのかということも含めていただいて検討していただきたいんですけども、やはり行政の箱に集めてやる健診のときに一緒に行うのが率は非常に高いと思います。今の3歳半はオフィス健診で我々のところに来ていただいて、オフィス健診の場合に来ると、母親はちょっと二の足を踏むようなイメージはあります。ただ、荒川町では1回母親の健診も一緒にどうぞといったときには、非常に親の反応は薄かったということは実績として私の実感としては残っております。

○事務局： どうもありがとうございます。

○会長： どうもありがとうございます。

8. その他

○会長： それでは、その他で事務局のほう、何か次回の協議会のことについて。

○事務局： 次第の一番下になりますけども、その他のところでちょっと触れさせてい

ただきましたが、次回の協議会の開催予定日なんですけども、全体スケジュール等の関係で2月9日か2月12日に予定したいなというふうな考えております。その前段にちょっと先ほどお聞きした範囲だと、ちょっと難しいという方もいらっしゃるものですから、今のところはその両日で検討しているんですけども、ちょっと今のところまだ皆さんの日程があれなんですけども、先生方はちょっと難しそうですか。

- 委員： 休みの翌日はちょっと勘弁してください。できれば9日で。
- 事務局： お仕事の関係でという方もいらっしゃるかもしれませんが、いま一度、この後の週になりますと、ちょっと日程が議会をやる関係で難しいので後は無理なんですけど、この1週間がうまくすればできるのかなど。例えば議案のほうを事前に送らずに、全て当日配付という形であれば何とか間に合うのかなというふうな形で、会議の最中に考えておりましたので、再度もう一度、こう書かせてもらったんですけども、この前週も含めて再度2月の9日かもしくはこの前の週の木曜日に開催できるかどうかを再度また事務局のほうで調整させていただいて、最終的にご案内させていただこうかと思っております。候補の日付としては2月9日または2月の第1週目の木曜日。
- 会長： 今事務局から説明がありましたように、2月9日かその前の週の木曜日、木曜日って何日ですか。
- 事務局： 2月4日木曜日または2月9日火曜日、この両日、もう一度検討させていただいて、ご案内のほう決まりましたら、ご案内だけ先にご連絡したいと思います。議会で新年度予算の関係がございますので、できれば多くの皆さんに出席をいただきたいと思っていますので、再度調整させていただきたいと思っています。
- 会長： ひとつお願いいたします。では、そういうことできょうの案件は全てクリアしたんですが、皆さんのほうから最後に何か。なければこれで閉会したいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。
- (はいの声あり)
- 会長： それでは、大変長時間にわたってのご検討いただきまして、大変ありがとうございました。ただいまちょうど過渡期ということもあって、ますます大変な状態になってくるかと思いますが、皆さんの英知を出していただいてスムーズに進めていきたいと思っています。本日はつたない議事進行で大



変恐縮でしたが、これで閉会いたしたいと思います。どうも大変ありがとうございました。

(午前11:45終了)